

参考配布

平成 26 年 6 月 27 日

職業安定局派遣・有期労働対策部需給調整事業課

(担当) 課長	富田	望
主任中央需給調整事業指導官	鈴木	徹
課長補佐	梅田	心一郎

(電話) 03(5253)1111 (内線 5325, 5335)

03(3502)5227 (夜 間)

派遣元事業主に対する

労働者派遣事業停止命令及び労働者派遣事業改善命令について

標記について、愛知労働局から別添のとおり行政処分を実施し、当該処分に係る発表を行った旨の連絡がありましたので、配布いたします。なお、別添は、愛知労働局が配布した資料です。

愛知労働局発表
平成26年6月27日



担 当	需給調整事業部	需給調整事業第二課
	課長	牧 秀利
	課長補佐	山本 茂
	副主任需給調整指導官	土方 健
	副主任需給調整指導官	小田 秀樹
	電 話	052-219-5587
F A X	052-219-5589	

派遣元事業主に対する労働者派遣事業停止命令 及び労働者派遣事業改善命令について

愛知労働局（局長 新宅友穂）は、下記のとおり労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下「労働者派遣法」という）に基づき、特定労働者派遣事業を営む派遣元事業主に対して、本日、労働者派遣法第21条第2項に基づく労働者派遣事業停止命令及び労働者派遣法第49条第1項に基づく労働者派遣事業改善命令を行った。

記

- 労働者派遣事業停止命令及び労働者派遣事業改善命令に係る被処分特定派遣元事業主
名 称 株式会社プライド
代表者の職氏名 代表取締役 坂井田 敦子
所 在 地 愛知県西尾市今川町東大城25-7
届出に関する事項 届出受理番号 特23-306107
届出受理年月日 平成26年1月29日
処分理由及び内容 別紙1のとおり
- 労働者派遣事業改善命令に係る被処分特定派遣元事業主
名 称 リバティ
代表者の職氏名 鈴木 勇人
所 在 地 愛知県西尾市小焼野町北川27
届出に関する事項 届出受理番号 特23-305391
届出受理年月日 平成24年4月13日
処分理由及び内容 別紙2のとおり

株式会社プライド

1 処分理由

- (1) 平成25年3月21日から平成25年12月20日までの間、労働者派遣法第16条第1項に違反し、特定労働者派遣事業の届出を行わず、少なくとも派遣労働者延べ2,650人日（実数36名）の労働者派遣事業を行った。
- (2) 平成25年11月21日から平成26年2月20日までの間、リバティ（特定派遣元事業主 鈴木勇人）から、労働者派遣法第26条第1項及び第5項並びに同法第42条第1項に違反し、少なくとも派遣労働者延べ634人日（実数15名）の労働者派遣の役務の提供を受け、この派遣労働者を労働者派遣と称して、職業安定法第44条に違反する労働者供給事業を行った。

2 処分内容

(1) 労働者派遣事業停止命令の内容

株式会社プライドは、平成26年6月28日から平成26年7月27日までの間、労働者派遣事業の停止をすること。

(2) 労働者派遣事業改善命令の内容

ア その名称の如何を問わず労働者派遣事業及び請負事業の全てを対象として、これらが労働者派遣法又は職業安定法に違反していないか総点検を行い、違反があった場合には、労働者の雇用の安定を図るための措置を講ずることを前提に速やかに是正すること。

なお、総点検にあったっては、特に下記の事項について重点的に点検すること。

- ①職業安定法第44条（労働者供給事業の禁止）
- ②労働者派遣法第26条第1項
- ③同法第26条第5項
- ④同法第42条第1項

イ 上記1に係る、労働者派遣法、職業安定法違反について、その発生の経過を明らかにした上で原因を究明し、再発防止の措置を講ずること。

ウ 労働者派遣法、職業安定法等労働に関する法律に違反することのないよう、派遣元事業主の責任において、全社にわたり確実な方法により法令等労働者派遣事業制度の理解の徹底を図るとともに、遵法体制の整備を図ること。

リバティ（鈴木勇人）

1 処分理由

- (1) 平成25年11月21日から平成26年2月20日までの間、特定派遣元事業主であるにもかかわらず、労働者派遣法第26条1項及び第6項、同法第34条第1項、同法第34条の2、同法第35条第1項並びに同法第37条第1項に違反して、株式会社プライドに対し、少なくとも派遣労働者延べ634人日（実数15名）労働者派遣事業を行った。
- (2) 当該派遣労働者に関して、株式会社プライドが供給先に労働者供給事業を行うことを知りながら、労働者派遣事業を行い、職業安定法第44条に違反する労働者供給事業を助長した。

2 処分内容

(1) 労働者派遣事業改善命令の内容

ア その名称の如何を問わず労働者派遣事業及び請負事業の全てを対象として、これらが労働者派遣法又は職業安定法に違反していないか総点検を行い、違反があった場合には、労働者の雇用の安定を図るための措置を講ずることを前提に速やかに是正すること。

なお、総点検にあつたっては、特に下記の事項について重点的に点検すること。

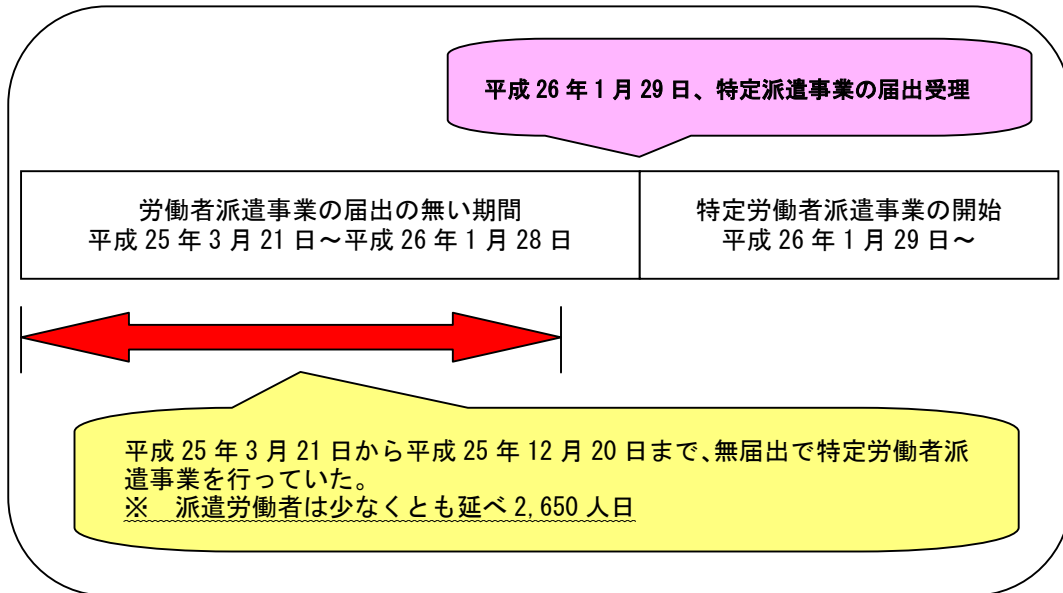
- ①労働者派遣法第26条第1項
- ②同法第26条第6項
- ③同法第34条第1項
- ④同法第34条の2
- ⑤同法第35条第1項
- ⑥同法第37条第1項
- ⑦職業安定法第44条（労働者供給事業の助長）

イ 記1に係る、労働者派遣法、職業安定法違反について、その発生の経過を明らかにした上で原因を究明し、再発防止の措置を講ずること。

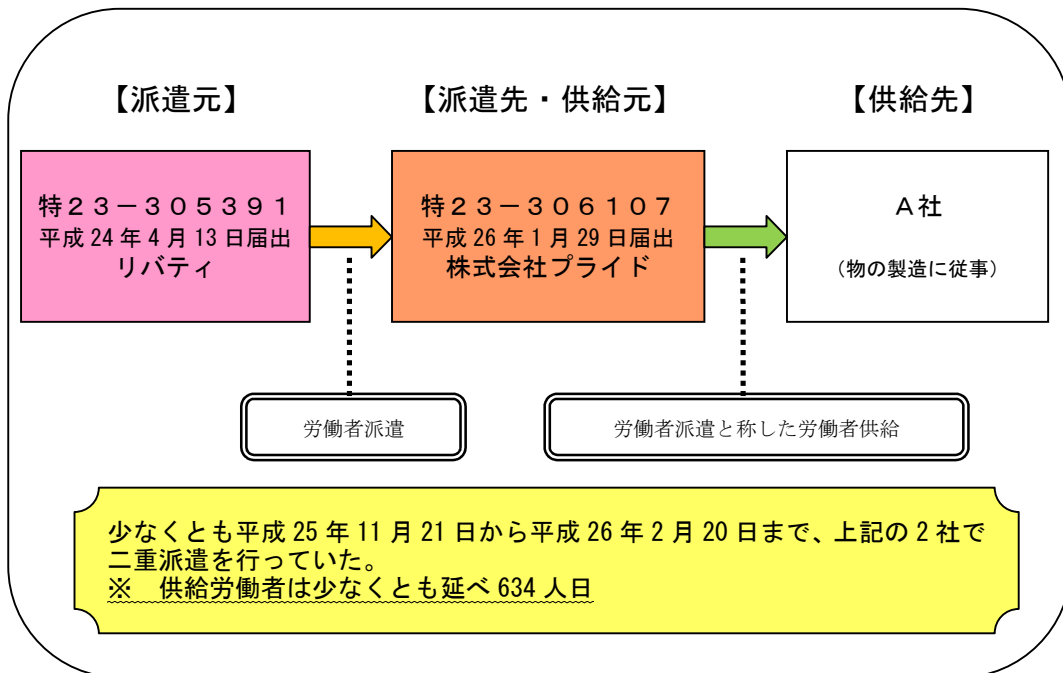
ウ 労働者派遣法、職業安定法等労働に関する法律に違反することのないよう、派遣元事業主の責任において、全社にわたり確実な方法により法令等労働者派遣事業制度の理解の徹底を図るとともに、遵法体制の整備を図ること。

※違反の概要

●株式会社プライドの無届出の期間について



●株式会社プライドとリバティの二重派遣の期間について



【参考】

○労働者派遣事業の種類

一般労働者派遣事業とは、特定労働者派遣事業以外の労働者派遣事業をいい、例えば登録型や臨時の労働者を派遣する事業がこれに該当します。一般労働者派遣事業を行うには、厚生労働大臣の許可を受けなければなりません。

特定労働者派遣事業とは、常時雇用される労働者だけを労働者派遣の対象として行う労働者派遣事業をいいます。特定労働者派遣事業を行うには、厚生労働大臣に届出をしなければなりません。

○労働者派遣法（抄）

第2条（用語の定義）

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

四 一般労働者派遣事業 特定労働者派遣事業以外の労働者派遣事業をいう。

五 特定労働者派遣事業 その事業の派遣労働者（業として行われる労働者派遣の対象となるものに限る。）が常時雇用される労働者のみである労働者派遣事業をいう。

第5条（一般労働者派遣事業の許可）

一般労働者派遣事業を行おうとする者は、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

第16条（特定労働者派遣事業の届出）

特定労働者派遣事業を行おうとする者は、第5条第2項各号に掲げる事項を記載した届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。この場合において、同項第3号中「一般労働者派遣事業」とあるのは、「特定労働者派遣事業」とする。

第21条（事業停止命令等）

2 厚生労働大臣は、特定労働者派遣事業主がこの法律若しくは職業安定法の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反したときは、期間を定めて当該特定労働者派遣事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

第26条（契約の内容等）

労働者派遣契約（当事者の一方が相手方に対し労働者派遣をすることを約する契約をいう。以下同じ。）の当事者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該労働者派遣契約の締結に際し、次に掲げる事項を定めるとともに、その内容の差異に応じて派遣労働者の人数を定めなければならない。

一 派遣労働者が従事する業務の内容

- 二 派遣労働者が労働者派遣に係る労働に従事する事業所の名称及び所在地その他労働者派遣に係る派遣労働者の就業（以下「派遣就業」という。）の場所
 - 三 労働者派遣の役務の提供を受ける者のために、就業中の派遣労働者を直接指揮命令する者に関する事項
 - 四 労働者派遣の期間及び派遣就業をする日
 - 五 派遣就業の開始及び終了の時刻並びに休憩時間
 - 六 安全及び衛生に関する事項
 - 七 派遣労働者からの苦情の申出を受けた場合における当該申出を受けた苦情の処理に関する事項
 - 八 労働者派遣契約の解除に当たって講ずる派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な措置に関する事項
 - 九 労働者派遣契約が紹介予定派遣に係るものである場合にあっては、当該紹介予定派遣に関する事項
 - 十 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項
- 5 第40条の2第1項各号に掲げる業務以外の業務について派遣元事業主から新たな派遣契約に基づく労働者派遣の役務の提供を受けようとする者は、第1項の規定により当該労働者派遣契約を締結するにあたり、あらかじめ、当該派遣元事業主に対し、当該労働者派遣の役務の提供が開始される日以後当該業務について同条第1項の規定に抵触することとなる最初の日を通知しなければならない。
 - 6 派遣元事業主は、第40条の2第1項各号に掲げる業務以外の業務について新たな労働者派遣契約に基づく労働者派遣の役務の提供を受けようとする者から前項の規定による通知がないときは、当該者との間で、当該業務に係る労働者派遣契約を締結してはならない。

第34条（就業条件等の明示）

派遣元事業主は、労働者派遣をしようとするときは、あらかじめ、当該労働者派遣に係る派遣労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を明示しなければならない。

- 一 当該労働者派遣をしようとする旨
- 二 第26条第1項各号に掲げる事項その他厚生労働省令で定める事項であって当該派遣労働者に係るもの
- 三 第40条の2第1項各号に掲げる業務以外の業務について労働者派遣をする場合にあっては、当該派遣労働者が従事する業務について労働者派遣をする場合にあっては、当該派遣労働者が従事する業務について派遣先が同項の規定に抵触することとなる最初の日

第34条の2（労働者派遣に関する料金額の明示）

派遣元事業主は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、当該労働者に係る労働者派遣に関する料金の金額として厚生労働省令で定める額を明示しなければならない。

- 一 労働者を派遣労働者として雇い入れようとする場合当該労働者
- 二 労働者派遣をしようとする場合及び労働者派遣に関する料金額を変更する場合
当該労働者派遣に係る派遣労働者

第35条（派遣先への通知）

派遣元事業主は、労働者派遣をするときは、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を派遣先に通知しなければならない。（各号の記載省略）

第37条（派遣元管理台帳）

派遣元事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、派遣就業に関し、派遣元管理台帳を作成し、当該台帳に派遣労働者ごとに次に掲げる事項を記載しなければならない。（各号の記載省略）

第49条（改善命令等）

厚生労働大臣は、派遣元事業主が当該労働者派遣事業に関しこの法律（第23条第3項及び第23条の2の規定を除く。）その他労働に関する法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）に違反した場合において、適正な派遣就業を確保するため必要があると認めるときは、当該派遣元事業主に対し、派遣労働者に係る雇用管理の方法の改善その他当該労働者派遣事業の運営を改善するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

第56条（権限の委任）

この法律に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

○職業安定法（抄）

第44条（労働者供給事業の禁止）

何人も、次条に規定する場合を除くほか、労働者供給事業を行い、又は労働者供給事業を行う者から供給される労働者を自らの指揮命令の下に労働させてはならない。